

インフルエンザによる出席停止期間について

お子様が医療機関にてインフルエンザと診断された場合、裏面の受診報告書を保護者の方が記入のうえ、担任へ御提出ください。

インフルエンザ以外の学校感染症と診断された場合は別紙「学校感染症 治癒報告書」の御提出をお願いいたします。

インフルエンザによる出席停止の期間（学校保健安全法）

○発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児にあっては 3 日）を経過するまで

※発症した日を 0 日目、解熱した日を 0 日目、と数えます。

< 受診報告書 記入例 >

さいたま市立本太中学校長 様

治 癒 報 告 書（インフルエンザ）

3 年 9 組 39 番 氏名 本太 一郎			
疾 病 名 インフルエンザ（ A 型 ）			
出席 停止 期間	発症した日 0 日目	1/5	※ 発症日と登校可能日を医師に確認 のうえ、御記入ください。
	1 日目	1/6	
	2 日目	1/7	
	3 日目	1/8	
	4 日目	1/9	
	5 日目	1/10	
	6 日目	A 1/11	
		B 1/9	
		1 日目	
		2 日目	
		3 日目	
A と B で遅い方の日付は C 1/11			
C に入る日付が登校可能日となります。			
医 療 機 関 名			
上記のとおり報告いたします。			
令和 9 年 1 月 11 日			
保護者名 本太 花子			